

(保育所版)

(別記)

## 福祉サービス第三者評価結果公表事項

### ①第三者評価機関名

愛媛県社会福祉協議会

### ②事業者情報

名称： 松山市立八雲保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 玉井 美千代	定員（利用人数）： 150名（150名）
所在地： 松山市此花町1-8	TEL 089-941-9771

### ③実地調査日

平成23年11月28日（月）～29日（火）

### ④総評

#### ◇特に評価の高い点

開設40年の当園は、松山市直営の中規模園であり、当市中心地域に位置し、利用者も市内全域にわたる。

当園の特徴の第一は、保育サービスの質の向上へ向けた積極的な取り組みである。施設設備の改善を含め、子ども主体の生活を支える工夫や細かい配慮が随所にみられる。

第二は保護者満足の向上へ向けた努力である。保護者の意向や要望をさまざまな機会を通して汲みあげ、保育や行事等へ反映させる工夫は、保護者満足へ向けた努力として高く評価できる。

第三は、子どもたちの体力づくりに力を注いでいる点である。小さなケガが絶えない状況を重く受け止め、体力づくりによる改善を試みたのがはじまり。以来、ケガや事故の減少として効果をあげている。「なかよしタイム」はみんなで走る園庭マラソン、年齢や体力に応じて徒歩や公共交通機関を利用して出かける園外保育など、年間を通して豊富なメニューが計画され、保護者からも喜ばれ、高く評価されている。

#### ◇改善を求められる点

保護者への情報は十分に提供されているが、保育の理念や基本方針、中・長期計画等の周知については一層の工夫が期待される。

また、乳児保育は、完成度の高いマニュアルが整備されている。他の年齢の保育についても、その内容や手順が整理され文書化されることが望まれる。

### ⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

#### ◇これからの保育園の取り組みについて

今後とも園の保育方針に沿って、全職員で園外保育や「なかよしタイム」などを通して、積極的に子どもたちの体力づくりに努めていきたいと思えます。

「乳児保育のマニュアル」を生かし、幼児保育（各年齢）のマニュアル作りをします。

来年度4月より月一回「青空広場」がはじまります。これを機会に地域の子育て家庭との交流や連携などを深めていきたいと思えます。

### ⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

## 評価細目の第三者評価結果

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

## I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a・Ⓑ・c

## 所見欄

当園の保育理念及び基本方針は、市保育課ホームページや当園「入園のしおり」に明示され、職員への周知は、諸会議や各種研修等を通して図っている。  
一方、保護者や地域に対する周知の方法には、工夫と改善が望まれる。

## I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	a・b・Ⓒ
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	a・Ⓑ・c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	a・Ⓑ・c

## 所見欄

中・長期ビジョン及び事業計画は、当市「次世代育成支援行動計画」(まつやま子育てゆめプラン)の中で、「保育サービスの充実」として策定されている。職員には、諸会議の他、各年事業計画の策定やその展開を通して周知されている。  
保護者に対する周知方法には、工夫と改善が望まれる。

## I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

#### 所見欄

<p>管理者は、園内外の研修会等へ参加して自らの研鑽に努め、職員会を中心に職員の指導に当たるなど、積極的に法令遵守に取り組んでいる。</p> <p>また、職員の就労環境の改善に気を配り、園全体で業務の効率化を進めている。他方、市担当課と連携し、施設設備や人員配置の改善に努め、保護者に利用しやすく、職員に働きやすい環境整備に向けて地道に取り組んでいる。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

#### Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a・b・Ⓒ

#### 所見欄

<p>公立であるため、経理の大半は市担当課が行っている。市中心部に位置する当園の立地からくる保育ニーズを把握し、サービスに反映させるよう積極的に努力している。</p> <p>なお、外部監査は実施していない。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。	
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・Ⓑ・c

## 所見欄

公立のため、経営や人事管理、教育・研修等は市担当課が行っている。また、人事考課は客観的な評価基準に基づいて行われているが、結果のフィードバックの仕組みには改善が望まれる。また、職員の教育・研修については、個々の職員の課題解決を支援する仕組みと運営のあり方についての検討を期待したい。

実習は、保育士、看護師等養成校からの要請を積極的に受け入れ、連携しながら体験的学習の場を提供し支援している。

## II-3 安全管理

	第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-③ 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

事故や感染症等の緊急時の適切な対応はもとより、計画的な防災・避難訓練や、チェックリストによる日常の安全確認、ヒヤリハット事例の職員間の共有等により、子どもの園生活の安全確保に努めている。

耐震化工事を進めるとともに、緊急時の食料や備品類を備蓄し、定期的にチェックし備えている。

## II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a・Ⓑ・c
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・Ⓑ・c
II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・Ⓒ
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a・Ⓑ・c
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a・Ⓑ・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a・Ⓑ・c
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・Ⓑ・c

## 所見欄

一般的に当園と地域との関係は緩やかであるが、子どもの生活には、体力づくりを兼ねて、散歩や見学等の園外保育を多く取り入れている。子育て相談窓口を広く一般家庭へ開き、地域の小・中・高校からの保育体験や職場体験等の要請を積極的に受け入れ、当園の専門性を活かした地域との関係づくりを進めている。

地域の関係機関との連携体制も緩やかであるが確立され、子どもの生活や保育に必要な地域の社会資源は職員だれもが利用できるようなリスト化し整備している。

地域の保育ニーズは、公式データの他、さまざまな機会に得る情報や要望等を総合的に分析して把握し、保育への反映と改善につなげている。

**評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施****Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス**

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

<p>子どもを尊重する姿勢は、理念、基本方針、保育課程等に明示し、乳児の保育マニュアル等に具体的に明記されている。保護者満足の上昇に関しては、園行事の前後や日常寄せられる意見や要望を職員会で共有し、日々の保育や保護者対応、行事や事業の運営等に反映させている。</p> <p>利用者の相談や意見、要望には、相談窓口や苦情解決制度の体制を整備し、規程に沿った迅速な対応を心がけている。結果の報告や公表は、申し出者の意向を確認して適切に行っている。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**Ⅲ-2 サービスの質の確保**

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

<p>各保育場面における対応内容と手順は、乳児保育については配慮の行き届いたマニュアルとして整備されており、乳児以外の年齢についても同様の整備が望まれる。</p> <p>一人ひとりの子どもの記録は、段階的にチェックされ、適切に保管管理されている。</p> <p>今回初めて受審した第三者評価については、職員一人ひとりの気づきを全員で分析・検討し、課題解決に向けた取組みが期待される。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c

#### 所見欄

保育所選びに必要な情報は、市担当課及び当園のホームページ、「入園のしおり」等を通して適切に提供され、利用契約についても適切な手順で行われている。  
また、転園や家庭保育への移行に際しては、保育の継続性に配慮して行われている。

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

#### 所見欄

入園後の情報収集は適切に行われ、保護者等の意向を踏まえて作成される指導計画は、定期的に見直され、必要な変更・修正が加えられて継続的な保育へとつなげられている。

**A-1 子どもの発達援助****1- (1) 発達援助の基本**

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-③ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

保育課程及び指導計画は、当市公立園統一の理念、基本方針及び保護者等の意向を踏まえ、適切に作成され、定期的に見直されている。また、体験入園の希望にも応じ、入園前後の子どもと保護者の不安の軽減と園生活への円滑な適応に向けて支援している。

**1- (2) 健康管理・食事**

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑥ 子どもの給食内容について、献立の作成・調理の工夫が行われている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑦ 子どもの喫食状況を把握するなどして、保育所給食の向上について体制が整えられている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑧ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑨ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医等からの指示を得て、対応を行っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

子どもの健康管理は、当市統一の対応マニュアルに沿って行われ、とくに感染症等の発生に際しては、早期発見と早期対応の体制を整備している。健康診断・歯科検診が定期的に行われ、嘱託医との協議を経て、保護者及び職員へ結果を伝えるとともに、保育へ反映させ、家庭と連携した早期治療と健康管理につなげている。

給食は、地産地消を基本に新鮮な食材を用い、当市統一献立に基づいて提供している。その日の子どもの体調に合わせ、内容や調理方法を柔軟に変更・工夫できる体制が整っている。食物アレルギーのある子どもには、専門医の指示に基づき給食を提供している。

また、食べものと健康への関心と理解が育つよう、プランターを利用した野菜づくり、収穫した野菜の調理や試食等の体験、食べ物と健康について楽しく学ぶ機会などを積極的に取り入れている。

## 1- (3) 保育環境

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことができる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

子どもが生活する環境は、日常的なチェックと業者によるチェック体制を通して、安全で心地よく過ごすことができるよう配慮されている。

## 1- (4) 保育内容

	第三者評価結果
A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取組がなされている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑪ 障害児や気になる子どもの保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

発達支援は、年齢や発達状態、一人ひとりの理解に基づき、子どもを受けとめる姿勢を基本に行っている。  
 当園が市内中心部の大きな建物の多い地域にあること、また子どもの体力の向上とケガや事故を予防するため、体力づくりに積極的に取り組んでいる。朝の「なかよしタイム」はみんなで園庭を走り、歩いて出かける園外保育を意識的に多く取り入れている。園外保育の取組みは、保護者からも高く評価され喜ばれている。  
 子どもの自発的な行動や幅広い人間関係の育ちをうながすため、さまざまな表現活動や当番活動、年齢の枠を取り払った交わりの場が取り入れられている。  
 障害のある子どもの保育は、専門機関と緊、専門機関と子どもの発達支援と保護者に対する子育て支援が行われている。  
 乳児保育は、担当制により安定した関係の中で安心して過ごせるよう配慮され、細かく配慮されたマニュアルに沿った保育が行われている。

**A-2 子育て支援****2- (1) 入所児童の保護者の育児支援**

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

保護者への育児支援は、入園時の個別面談や家庭訪問にはじまり、個別あるいはクラス別、園全体での情報交換や保育参加を通して行われている。  
また、児童虐待については、早期発見と関係機関との緊密な連携を通して、保護者支援を含めた適切な対応を努めている。

**2- (2) 一時保育**

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

一時保育利用の子どもたちの生活は、ごく自然に通常保育の子どもと交わって過ごせるよう配慮している。

**A-3 安全・事故防止****3- (1) 安全・事故防止**

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

調理室や水周りの衛生は、対応マニュアル及びチェック表を備え、細心の注意を払って管理されている。安全・事故防止に関しても、当市公立園統一の対応マニュアルに沿って安全を確保すると同時に、ヒヤリハット事例や事故防止チェック表を定期・不定期に見直し、子どもの園生活の安全と事故の予防・再発防止に向け、積極的に取り組んでいる。

不審者侵入に対しては、平素から保護者と連携して園全体で取り組んでいる。不審者侵入時対応のマニュアルを基に、ほぼ毎月避難訓練を実施するとともに、警察の協力を得ながら職員対象の研修を行っている。